

指定管理者候補者選定基準

【丹波市立丹波いっぷく茶屋】

評価項目	評価の観点	記載項目	審査の基準	配点
共通評価項目	収益性・成長性の視点	様式3-2②、様式3-3（ア）	いっぷく茶屋における物品の販売等による事業収入について評価する。	15
共通評価項目	生産性の視点	様式3-3（ア）	施設利用者数の増加対策について評価する。	10
共通評価項目	安全性の視点	様式3-3（ア）	施設の利用者数について評価する。	10
共通評価項目	市民の視点	様式3-3（ア）	利用者の満足度向上について評価する。	10
共通評価項目	財務の視点	様式3-2②、様式3-3（ア）、様式4	指定管理業務に係る収支について評価する。	10
共通評価項目	業務の視点	様式3-3（ア）	利用者の実態把握及び対応策に対して評価する。	10
共通評価項目	人材の視点	様式3-5（オ）	利用者ニーズに対応できる人材育成について評価する。	10
共通評価項目	地域の視点	様式3-3（ア）	地域と連携、特産品の情報発信及び物販の販売を実施しているか評価する。	15
総合評価項目	効果的であるか	-	各評価項目から総合して施設の設置目的を効果的に達成できるものであるか。	10
			合計	100